令和２年度不服申立ての処理状況について

ここで、不服申立ての件数については、処分ごと、不服申立人ごとに１件としています。

例えば、Ａ局、Ｂ区役所が行った部分公開決定それぞれ１件に対して、１通の審査請求書が提出された場合でも、２件の審査請求となります。

　また、３名の児童に対して、それぞれ一時保護処分が行われ、それらに対し、保護者から１通の審査請求書が提出された場合でも、３件の審査請求となります。

　また、特区認定に対して、近隣住民２名から１通の審査請求書にて審査請求が行われた場合は、２件の審査請求となります。

１　不服申立て[[1]](#footnote-1)について

①　新規不服申立ての件数について

　　令和２年度に大阪市に対して新たに不服申立てがなされた件数は406件で、前年度に比べて77件増加しています。

　　審査庁別の件数は、下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査庁 | ２年度 | 元年度 |
| 市長 | 354件 | 296件 |
| 水道局長 ※ | １件 | ０件 |
| 建築審査会 | 22件 | ０件 |
| 教育委員会 | ４件 | ４件 |
| 人事委員会 | ４件 | ３件 |
| 選挙管理委員会 | ２件 | 10件 |
| 監査委員 | １件 | ０件 |
| 固定資産評価審査委員会 | 18件 | 16件 |
| **合計** | **406件** | **329件** |

　　※令和元年（行ヒ）第393号令和３年１月22日最高裁判所第二小法廷判決を受けて、従前、審査庁を市長としていたものを水道局長に変更しています。

②　市長に対する新規不服申立ての類型別件数について

　　市長に対する新規不服申立て354件の不服申立て類型別の件数は下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新法 | 処分についての審査請求 | 338件 |
| 不作為についての審査請求 | 13件 |
| 再調査の請求 | ３件 |

③　市長に対する新規不服申立ての事件別件数について

　　市長に対する新規不服申立て354件の事件類型別の件数は、下記グラフのとおりです。

※その他の内訳は、空き家に関するもの１件、客引きに関するもの１件、後見人等報酬助成に関するもの１件、老人福祉措置に関するもの１件、児童扶養手当返還に関するもの１件、裁決に関するもの１件、不明４件の合計10件です。

④　令和２年度の不服申立てに係る処理内容別件数について

　　令和２年度に不服申立てに係る処理が行われた185件のうち、処理内容別の件数は下表のとおりです。

なお、却下のうち、４件は原処分が取消されたことに、３件は原処分が変更されたことに伴うものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 認容[[2]](#footnote-2) | 10件 |
| 棄却[[3]](#footnote-3) | 97件 |
| 却下 | 46件 |
| 取下げ | 32件 |

２　新法[[4]](#footnote-4)に基づく審査請求について

　　以下では、不服申立てのうち、新法に基づく審査請求（処分についての審査請求及び不作為についての審査請求）に絞って概要を示させていただきます。なお、令和２年度に新法に基づく審査請求は384件あり、前年度からの持越し378件と合わせた762件のうち、160件について令和２年度中に処理が行われました[[5]](#footnote-5)。

①　令和２年度に審査請求について処理が行われた件数について

　　令和２年度に審査請求について処理が行われた160件の処理内容別の内訳は下表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 認容[[6]](#footnote-6) | 10件 |
| 棄却[[7]](#footnote-7) | 79件 |
| 却下 | 39件 |
| 取下げ | 32件 |

　　認容の内訳は、障がい者総合支援に関するもの１件、情報公開に関するもの５件、個人情報開示に関するもの４件で、いずれも認容・一部認容すべきとの答申を受けて認容（一部認容）裁決がなされています。

②　令和２年度に裁決等が行われた審査請求についての諮問先等別件数について

　　令和２年度中、審査請求について処理が行われた160件のうち、諮問先等別の内訳は下表のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 認容 | 棄却 | 却下 | 取下げ | **合計** |
| 情報公開審査会 | ５件 | 15件 | ０件 | １件 | **21件** |
| 個人情報保護審議会 | ４件 | 13件 | ０件 | ５件 | **22件** |
| 行政不服審査会 | １件 | 18件 | １件 | ０件 | **20件** |
| ５号適用[[8]](#footnote-8) | ０件 | 10件 | ０件 | ０件 | **10件** |
| その他[[9]](#footnote-9) | ０件 | 23件 | 38件 | 26件 | **87件** |

③　令和２年度に処理が行われた審査請求についての審理手続きについて

令和２年度中、審査請求について処理が行われた160件のうち、審理員指名がされた事件は57件です。そのうち、審理員審理において口頭意見陳述が実施された事件は０件でした。

３　審理期間[[10]](#footnote-10)について

　　審理期間については、審査庁や不服申立て類型によって大きく異なるところですが、ここでは参考に、行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審議会の答申を経て裁決され場合の審理期間と、行政不服審査法第43条第１項第５号を適用し行政不服審査会に諮問せずに裁決された場合の審理期間の実績を参考に示させていただきます。

　・行政不服審査会の答申を受けて裁決された場合

　　令和２年度中に行政不服審査会の答申を受けて裁決された件数は合計19件であり、審理期間別の件数は下記グラフのとおりです。

また、総務部会、税務部会の内訳も含めた審理期間の平均値等は、下表[[11]](#footnote-11)のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全体（19件） | 総務部会（６件） | 税務部会（13件） |
| 平均値 | 415日 | 622日 | 319日 |
| 中央値 | 370日 | 456日 | 257日 |
| 最大値 | 1,092日 | 1,092日 | 707日 |
| 最小値 | 163日 | 366日 | 163日 |
| ８割[[12]](#footnote-12) | 463日 | 998日 | 370日 |

なお、手続きごとに要した日数の平均は下表のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全体 | 総務 | 税務 |
| 審査請求から審理員指名まで[[13]](#footnote-13) | 48日 | 99日 | 25日 |
| 審理員指名から審理員意見書提出まで | 230日 | 314日 | 191日 |
| 審理員意見書提出から諮問まで | 17日 | 29日 | 12日 |
| 行政不服審査会への諮問から答申まで | 90日 | 133日 | 70日 |
| 答申から裁決まで | 30日 | 49日 | 22日 |

いずれの手続きも総務部会諮問案件が税務部会諮問案件より長期間を要しています。その理由としては、税務部会案件については市税に関するものに限られ、審査庁担当課、審査会ともにノウハウの蓄積が見られるが、総務部会案件については、審査庁担当課は各所属の各課に分散しており、審査会においても制度理解から入る必要があるためと思われます。

・情報公開審査会の答申を受けて裁決された場合（20件[[14]](#footnote-14)）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均値 | 739日 |
| 中央値 | 724日 |
| 最大値 | 1,111日 |
| 最小値 | 378日 |

・個人情報保護審議会の答申を受けて裁決された場合（19件[[15]](#footnote-15)）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均値 | 852日 |
| 中央値 | 710日 |
| 最大値 | 2,003日 |
| 最小値 | 514日 |

・審理員意見書の提出を受けた後行政不服審査法第43条第１項第５号を適用し諮問せずに裁決された場合（10件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全体（10件） | 身体[[16]](#footnote-16)（４件） | 精神[[17]](#footnote-17)（６件） |
| 平均値 | 248日 | 425日 | 130日 |
| 中央値 | 146日 | 457日 | 132日 |
| 最大値 | 533日 | 533日 | 146日 |
| 最小値 | 106日 | 252日 | 106日 |

４　その他

・行政不服審査会諮問件数について

　　令和２年度の諮問件数[[18]](#footnote-18)は16件で、前年度と同じ件数です。部会別の件数は下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和元年度 |
| 総務部会 | ６件 | ６件 |
| 税務部会 | 10件 | 10件 |

・行政不服審査会答申件数について

令和２年度の答申件数は12件で、前年度から６件減少しています。

なお、審査会において口頭意見陳述が実施された諮問案件は０件です。

答申の結論別の内訳は、下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和元年度 |
| 認容[[19]](#footnote-19) | ２件 | ３件 |
| 棄却[[20]](#footnote-20) | 10件 | 14件  |
| 却下 | ０件 | １件 |

1. 「不服申立て」は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び特別法に基づく不服申立て全てです。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 行政不服審査法（平成26年法律第68号） [↑](#footnote-ref-4)
5. なお、令和２年度に処理が行われた新法に基づく審査請求以外の類型は、旧法に基づく異議申立て３件、旧法に基づく審査請求１件、再調査請求４件、公職選挙法に基づく異議の申し出１件、地方税法に基づく審査の申し出16件です。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 行政不服審査法第43条第１項第５号に基づき行政不服審査会が諮問不要と決定したもので、身体障がい者手帳に係るもの３件、精神障がい者保健福祉手帳に係るもの７件について、当該決定に基づき、行政不服審査会への諮問を行わず裁決等されました。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 行政不服審査法第43条第１項のうち第５号以外の理由で諮問がなされなった事件及び審理員の指名がなされなかった事件等になります。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 不服申立日から裁決日までの日数から補正に要した日数（補正書命令日から補正書収受日の間の日数）を引いて算出しています。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 小数点以下四捨五入（以下同）しています。 [↑](#footnote-ref-11)
12. ８割が収まる日数です。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 補正に要した日数を除いています。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 全件新法に基づく審査請求です。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 旧行政不服審査法に基づく異議申立て２件を含みます。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 身体障がい者手帳に係る審査請求です。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 精神障がい者保健福祉手帳に係る審査請求です。 [↑](#footnote-ref-17)
18. ２件の審査請求が併合されて諮問されることがあるので、必ずしも審査請求件数・裁決件数とは一致しません。 [↑](#footnote-ref-18)
19. 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。 [↑](#footnote-ref-19)
20. 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。 [↑](#footnote-ref-20)